

施工体制台帳の作成・提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正・施行に伴い、平成27年4月1日から、下請契約を締結する全ての公共工事において、施工体制台帳の作成・提出が義務化

施工体制台帳制度改正の背景

- 手抜き工事防止
- 一括下請負等(不当な中間搾取)防止

公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務

- 下請契約を締結する全ての公共工事

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等